

議案第 23 号

木古内町簡易水道事業条例の一部を改正する条例制定について

木古内町簡易水道事業条例（昭和 46 年条例第 23 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町簡易水道事業条例の一部を改正する条例

木古内町簡易水道事業条例（昭和46年条例第23号）の一部を次のように改正する。  
附則を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（木古内町簡易水道事業条例に規定する料金の額の特例）

2 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、第25条（料金）に定める別表（第25条関係）水道料金表 イ 水道使用料の表中

「

| 種別 | 用途  | 基本料金（1か月につき）           |            | 超過料金 1 m <sup>3</sup> につき | 適用  |
|----|-----|------------------------|------------|---------------------------|-----|
|    |     | 水量                     | 料金         |                           |     |
| 専用 | 家庭用 | m <sup>3</sup> まで<br>8 | 円<br>1,840 | 円<br>230                  | 家事用 |

」

を

「

| 種別 | 用途  | 基本料金（1か月につき）           |            | 超過料金 1 m <sup>3</sup> につき | 適用  |
|----|-----|------------------------|------------|---------------------------|-----|
|    |     | 水量                     | 料金         |                           |     |
| 専用 | 家庭用 | m <sup>3</sup> まで<br>4 | 円<br>1,472 | 円<br>—                    | 家事用 |
|    |     | 5から8                   | 円<br>1,656 | 円<br>230                  |     |

」

に読み替えるものとする。ただし、同項における期間中、同表専用の部家庭用の項については、第28条（特別な場合における料金の算定）に定める規定は適用しない。

3 この条例による改正後の木古内町簡易水道事業条例の規定に関わらず、施行日前に支払いが確定している料金については、なお従前の例による。